

別表1〔身体障がい者等の範囲〕

区 分			障 がい の 程 度		
			本人が運転する 場合	家族または常時介護者が 運転する場合	
視覚障がい	身体障がい者	級	1～4		
	戦傷病者	項症	特別～4		
聴覚障がい	身体障がい者	級	2, 3		
	戦傷病者	項症	特別～4		
平衡機能障がい	身体障がい者	級	3		
	戦傷病者	項症	特別～4		
上肢不自由	身体障がい者	級	1, 2		
	戦傷病者	項症	特別～3		
下肢不自由	身体障がい者	級	1～6	1～3	
	戦傷病者	項症	特別～6 (特別～旧 7)	特別～3	
		款症	1～3 (旧 1～旧 2)	—	
体幹不自由	身体障がい者	級	1～3, 5	1～3	
	戦傷病者	項症	特別～6 (特別～旧 7)	特別～4	
		款症	1～3 (旧 1～旧 2)	—	
乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障がい	上肢機能	身体障 がい者	級	1, 2	
	移動機能			1～6	1～3
心臓・じん臓・呼 吸器・ぼうこう・ 直腸または小腸の 機能障がい	身体障がい者	級	1～3		
	戦傷病者	項症	特別～3		
音声機能障がい	身体障がい者	級	3 (咽頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)		
	戦傷病者	項症	特別～2 (咽頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)		
ヒト免疫不全ウイ ルスによる免疫機 能障がい	身体障がい者	級	1～3		
肝臓機能障がい	身体障がい者	項症	1～3		
	戦傷病者	項症	特別～3		
知的障がい者			—	㊤ , A	
精神障がい者			1		

※常時介護者による運転は身体障がい者等のみで構成される世帯の場合に限る